

宇佐宮社僧御家人智仁とその一族

—— 大神氏出自の御家人を中心として ——

乙 咩 政 巳

はじめに

宇佐宮の神官家は、主として大神・宇佐・漆嶋・田部のいわゆる宇佐四姓から成っている。特に、大宮司職については、平安初期から大神・宇佐両氏による熾烈な抗争が展開されたが、一二世紀になると宇佐氏の独占体制が確立した。源平争乱の際、宇佐宮大宮司宇佐公通は平氏方と与同し、次第に平氏方が不利になると一線を画するようになった。元暦元年（一一八四）豊後国緒方庄司緒方惟義等によって宇佐宮寺が破却され、公通は最大の窮地に立たされていた。しかし、源頼朝は宇佐宮に対して、極めて寛大な戦後処理策を行っている。

鎌倉初期から宇佐宮神官社僧の御家人が史料上に散見される。豊前国御家人については、既に恵良宏氏によって論及されており、宇佐宮神官家の宇佐四姓を出自とする宇佐宮神官御家人をリストアップしている。御家人には、根本領主の系譜をもつ国御家人と、新たな所領を得て東国から移住した西遷御家人がいる。鎌倉初期において国御家人が検出される事例は少なく、鎌倉後期以降に宇佐宮の神官御家人が増加したといわれている。本領安堵は御家人、新恩給与は地頭に対応しており、九州の小地頭の所領は本領安堵で、これは九州での御家人確保の必要上から名目的ないし観念的といったん没官した上で新恩給与したといわれ、名主職を安堵された小地頭は国御家人であったという。本稿では余り注目されていない宇佐宮大宮司家大神氏に

出自する、御家人智仁とその一族について考察したい。

註

(1) 『元暦文治記』（『宇佐神宮史』史料篇卷三所収）

(2) 恵良宏「鎌倉時代の豊前御家人について」（『九州史学』二〇号）

(3) 工藤敬一「九州の小地頭制とその所領―地頭（職）と御家人の区別に関連して―」（『荘園公領制の成立と内乱』、思文閣出版）

第一節 智仁の人物像

建久八年（一一九七）の豊後国凶田帳⁽¹⁾には、「田伊太原浦十五丁 宇佐宮領 弁濟使地頭宇佐宮前祝太六大夫宮兼」とある。宇佐宮前祝太六大夫宮兼とは、『今永系図』⁽²⁾に見える祝宮包に比定できよう。宇佐宮では大神氏が祝職に補任されており、祝宮包は六郎大夫を通称とし、宮兼は宮包と同訓であることから、同一人物に間違いない。

同じ大神氏出自の智仁は、祝宮包を叔父とする御家人であり、『今永系図』には「智仁」、『祝系図』⁽³⁾には「知仁」とある。史料上では「智仁」と書かれており、ここでは智仁を用いることにする。両系図によると、彼は康治二年（一一四三）に宇佐大宮司兼祝の大神宮直の長男であったとする。宮直は文保元年八月二九日付けの鎮西下知状⁽⁴⁾（以下、久保文書と略称）に「同宮小宮司兼祝大神宮直」と見え、大宮司在任の事実を確認できない。『今永系図』の智仁の割注には、「彦山権座主、熊野山権少別当、延暦寺権上座、御許山⁽⁵⁾、兼関東地頭職、有山座主、號相殿法橋」とある。『祝系図』もほぼ同様の内容であるが、若干の相違点が認められる。『今永系図』では「熊野山権少別当」、『祝系図』では「熊野山小別当⁽⁶⁾」とあり、『祝系図』に御前検校と傍注されているが、『今永系図』には何も書かれていない。以上の二点が最も大きな相違点として指摘できる。以下、割注の記載内容について個別的に検討したい。

第一に、両系図では彦山権座主とするが、私見の範囲内ではそのことを証明する史料は現存しない。彦山は九州の著名な修験の靈山であり、法蓮は彦山般若（玉屋）窟で修行した彦山中興の祖で、八幡宇佐宮の神宮寺である弥勒寺初代別当に就任したと伝承されている。⁽⁵⁾ただし、法蓮は実在の人物であったことが知られている。彦山と八幡宇佐宮弥勒寺との関係については、『中右記』の嘉保二年（一〇九六）三月二十九日の僧俗宮勸賞の際、権別当上臈法眼清円だけが勸賞にもれ、その理由として鎮西彦山大衆の訴えによるかとある。清円は石清水八幡宮護国寺権別当で、寛治元年（一〇八七）八月二十九日に宇佐宮弥勒寺講師・喜多院司に補任されており、この彦山大衆の訴えによる事件の責任を問われたとすれば、当時の彦山は弥勒寺の支配下に置かれていたとされている。⁽⁷⁾また、永暦元年（一一六〇）に彦山が新熊野社領となる以前、比叡山延暦寺や八幡宇佐宮弥勒寺の支配下にあったといわれている。⁽⁸⁾仁平二年（一一五二）の『人聞菩薩朝記』⁽⁹⁾には、宇佐八幡神と香春神・彦山神とが古来より密接不可分な関係にあり、保元元年（一一五六）の英彦山神宮文書にも宇佐八幡と彦山権現とは同躰であるとしている。智仁が彦山権座主に就任する下地は既に形成されていたと判断されよう。

第二に、智仁が熊野山権少別当あるいは少別当とする史料も見当たらない。五来重氏は平安中期以前にさかのぼる『熊野権現御垂迹縁起』に依拠して、熊野三所権現は唐の天台山から飛来した神で、最初に彦山に天降り、それが伊予の石鐵山、淡路の遊鶴羽峰に飛び、やがて紀伊の切部山（切目山）から熊野新宮の神蔵峰に移ったと紹介し、平安中期以前から熊野山と彦山は関係があったとしている。⁽¹¹⁾平安末期、最高権力者の後白河上皇が、熊野信仰に心酔したことはあまりにも著名である。永暦元年（一一六〇）に後白河上皇は京都東山に熊野三所権現を勧請して新熊野社を創建し、莊園二八か所を寄進した中の一つに彦山が含まれており、これを契機に彦山は熊野と関係をもち、熊野山の末寺的な存在になったとされる。⁽¹²⁾智仁は彦山の代表として、熊野山の役職に就任したと想定されよう。

第三に、智仁が延暦寺権上座とする傍証史料は存在しないが、永暦元年以前において彦山は比叡山延暦寺の末寺的な存在であったとされ、この堅固な関係が持続して比叡山の役職に就任したのであろう。

第四に、智仁が御許山の役職にあったことは、系図に「御許山^(つゝ)」とあることから窺知できる。御許山の下は空白部分となっているが、本来はそこに何らかの文字が書かれていたはずである。空白部分は虫損などによる破損部分で読めなかった箇所であったと想定され、恐らく破損の甚だしい古い系図を改め、新しい系図に調整する段階で、部分的な剝落箇所が判読できず、空白にしたものと推測される。久保文書には「智仁者同宮小宮司兼祝大神宮直子息、御前檢校兼御許山権座主也」とあり、空白部分には「権座主」と記されていたことが分かる。『八幡宇佐宮御託宣集』には、大宝三年（七〇三）大菩薩替わって仙翁と現れ、法蓮和尚の手より、如意宝珠を得えた後に、馬城峯（御許山）に跡を権現と垂れたという。彦山と御許山とがいかに関係が深かったかを示唆する内容である。また、御許山と六郷山が密接な関係にあったことは周知のとおりである。

第五に、智仁が宇佐宮御前檢校であった点は、第四に引用した史料により実証され、この点『祝系図』の正確さが窺われる。御前檢校の読みは「おさかの御せんのけんげう⁽¹³⁾」とあり、「ごぜんのけんぎょう」と訓読していたことが分かる。小坂坊は弥勒寺の寺僧とされ、また他の史料には「八幡宇佐宮御前檢校神定⁽¹⁴⁾」とあり社僧の御前檢校も存在していたようである。この職務の実態は不明であるが、御前とあることから、神前に仕える僧侶を意味していることになる。

第六に、智仁が関東地頭職を兼帯していたことは、久保文書に「如承久二年十二月二十七日御下文者、停止大宮司公仲宿禰濫妨、如元法橋智仁領知豊前下毛郡黒水村慶賀田畠・吉武名以下社領内散在名田畠地頭職事」とあり、承久二年（一一九一）に智仁は幕府から地頭職を領知する旨の下文を得ていたことが証明される。鎌倉初期の段階で、宇佐大宮司宇佐公仲と智仁との間で、地頭職をめぐる抗争が展開されていたのである。

第七に、有山（在山）座主・相殿法橋とあるが、久保文書に「智仁法橋」と記述されていることから、法橋の地位にあったことは明らかである。

以上のように智仁は、比叡山・彦山・熊野山・御許山といった霊山の役職と宇佐宮御前檢校に就任するとともに、関東地頭職を兼帯する御家人であった。『今永系図』によると、彼は弟の宮保に家職としての神官職を継承させ、宮保は応保二年（一

一六二)に大宮司兼祝に補任されたとあるが、この点は判然としない。なお、貞応元年(一一二二)当時において「故法橋智仁娘大神中子」とあり、¹⁶⁾智仁は貞応元年以前に死去していたことが知られる。

宇佐大宮司家の宇佐氏は平氏と緊密な関係により大宮司職を独占したのに対し、一方の宇佐大宮司家大神氏に出自する智仁は、後白河法皇の信仰と重なることから、後白河法皇との関係を模索してはいたのではないかと推察される。平氏政権の崩壊で大神氏が大宮司職に復帰する絶好の好機であったが、その機会を逸している。これは宇佐公通に対する撰関家の支援があったのか、源頼朝が大神氏の御白河法皇方寄りの姿勢に疑念を抱いたためか、大神氏が大神姓緒方惟義等による宇佐宮寺破却事件の際に阻止することに消極的であったことによるものか、その真相は依然として不明である。

註

- (1) 豊後国田帳(到津文書『鎌倉遺文』第二二卷九二七号)
- (2) 『今永系図』(今永文書『大分県史料』第三〇卷)
- (3) 明治四年六月家系書上帳(『祝系図』宇佐神宮所蔵)
- (4) 文保元年八月二九日鎮西下知状(久保文書『宇佐神宮史』史料篇卷七)
- (5) 『彦山流記』(『彦山編年史料古代中世篇』、文献出版、昭和六一年)
- (6) 『統日本紀』大宝三年九月癸亥条、養老五年六月戊寅条
- (7) 廣渡正利「彦山信仰の一考察」(『彦山編年史料古代中世篇』、文献出版、昭和六一年)
- (8) 註(7)に同じ
- (9) 仁平二年『人聞菩薩朝記』(石清水文書『宇佐神宮史』史料篇卷三)
- (10) 筑前鞍手郡畑村山王権現勸請記(英彦山神宮文書『彦山編年史料古代中世篇』、文献出版)

(11) 五来重「彦山の開創と熊野信仰」（『英彦山と九州の修験道』、名著出版）

(12) 註（？）に同じ

(13) 嘉曆三年六月日神官池永重頼解決（野中文書『大分県史料』第八卷）

(14) 正治二年閏二月七日官宣旨案（到津文書『大分県史料』第一卷）

(15) 貞応元年一〇月二三日閩東下知状（久保文書『宇佐神宮史』史料篇卷五）

第二節 智仁の子女

『今永系図』によると、智仁には少なくとも五人の子供に恵まれていたことが判明する。即ち、（一）長男の神応、（二）長女某、（三）光輔の室となった娘、（四）幸秀僧都の室となった娘、（五）久保太郎の室となった娘である。一方、『祝系図』には神応を除く四名としている、恐らく記入もれではないかと思われる。これら五人の子供たちとその末裔について概観しておきたい。

長男の神応は宇佐宮社僧として実在した人物と考えられるが、史料上には全く検出できない。長女も同様であるが、『今永系図』『祝系図』には彼女の後裔として「神寛一女一神秋一神宮一神仁」と記している。『祝系図』には神寛・神秋・神宮・神仁は御前檢校であったとするが、『今永系図』には神秋の割注にだけ御前檢校と注記している。建長年中（一二四九～五六）神秋は宇佐弥勒寺小坂坊第十三世で御前檢校であったようである。神宮と神仁については、延慶二年（一一三〇）の宇佐宮寺焼亡の注進状に、別当大法師神宮、上座大法師神仁とあり、弥勒寺の僧侶であったと考えられる。元徳二年（一一三三）に安芸法橋清円・赤尾孫五郎入道道種等が豊前国守護使飯塚太郎兵衛尉を宇佐神領高家郷内に引き入れ狼藉したとして、宇佐宮寺の神官と寺僧・社僧が訴えており、その中の一人に寺惣檢校神仁が確認できる。元徳年中（一一三二～三三）に御前檢校神仁が小坂坊に在住していたようである。四人とも宇佐宮御前檢校に在職していたと考えてもよいのではなからうか。

両系図によると、益永光輔の室となった娘は出家して禪阿と号し、母は宇佐宮政所惣検行益永栄輔の娘であったとしている。承応元年（一二二二）幕府は禪阿に対して、故智仁の下毛郡黒水・吉武両名地頭職を安堵している。⁽⁵⁾『益永系図』⁽⁶⁾では、光輔の父は実輔、弟は持輔（憲輔）で、実輔は権擬大官司で宇二郎太夫と号し、実輔の母は公通の息女であったという。黒水文書によると、「貫庄今吉・元重・時重者、雖為根本神領、持輔・智仁各給御下文」とあり、持輔は幕府の御下文を賜っており、このことから彼は地頭御家人であったことになる。恐らく光輔も御家人であったと推定される。智仁が娘を光輔に嫁がせたのは彼が御家人であり、宇佐公通の孫であったからであろう。

両系図とも幸秀僧都の室となった娘は黒水と号し、母は前者と同じであったとしている。問題は幸秀僧都であるが、同時代の豊後国の地頭御家人に備後僧都幸秀が実在しており、⁽⁷⁾智仁の娘が嫁ぐのに最もふさわしい人物と考えられる。その理由については第三節で言及したい。

両系図には、久保太郎の室となった娘は慶賀と号し、母は前者と同じとある。久保太郎は大蔵姓出自の地頭御家人であり、慶賀は久保文書に実在の人物として傍証される。

ところで、智仁の長男・長女の母については何も記載されておらず、後の三人の娘の母は宇佐宮政所惣検行益永栄輔の娘とされていることから、前者と後者は異母兄妹であった可能性が高い。智仁は修験者のな僧侶で、宇佐宮の社僧で御家人でもあり、豊前・豊後両国の宇佐宮神官御家人や国御家人との姻戚関係を強力に推進している。まさに新しい時代の到来を予見し、新しい権力基盤である鎌倉幕府との関係強化に力を注ぎ、その保護下での保証をめざしていたようである。

註

(1) 『小坂坊系図』（『宇佐神宮史』巻五）

(2) 延慶二年正月二日宇佐宮神官所司等解状案（宮内庁書陵部八幡宮関係文書『大分県史料』第三〇巻）

(3) 宇佐宮神官等連署申状案(益永文書『大分県史料』第二九卷)

(4) 『小坂坊系図』(『宇佐神宮史』巻七)

(5) 文久元年八月二十九日鎮西下知状(久保文書『宇佐神宮史』巻七)

(6) 『益永系図』(益永文書『大分県史料』第二九卷)

(7) 天福二年卯月一日備後僧都幸秀寄進状(杵原八幡宮文書『大分県史料』第九卷)

第三節 智仁と備後僧都幸秀

前節で触れたように、智仁の娘(黒水)は幸秀僧都の室であった。幸秀僧都を特定するとすれば、すぐに備後僧都幸秀を想起されるであろう。渡辺澄夫先生は幸秀のことはよく分からず、今後究明すべき人物である、としばしば指摘されていた。智仁の娘と幸秀が夫婦関係で結ばれていたとすれば、智仁と幸秀との間には十分な接点が存在したことになる。その点について考究したい。

第一に、弘安八年(一二八五)の『豊後国因田帳』⁽¹⁾の大分郡の項には、「平丸名三拾町 領家山法師備後僧都幸秀」とあり、幸秀は賀来莊平丸名三十町の領家職を有し、山法師即ち比叡山の僧侶であったことが判明する。

第二に、幸秀は豊後国一宮由原宮に仕える僧侶で、法橋上人位⁽²⁾、法眼大和尚位⁽³⁾に就任、さらに同宮大宮司⁽⁴⁾にも在職している。第三に、貞応二年(一二三三)幸秀は初代豊後国守護職大友能直に、豊後国国東郡安岐郷横城山院主職、夷、長小野、大分郡勝津留(高国符と号す)などの七か所を譲与しており、⁽⁵⁾豊後国中ではよく知られた地頭御家人であった。夷、長小野は夷山、長小野村のことと推定され、現在の香々地町大字夷・長小野に比定できる。横城山は現在の杵築市横城の横城山東光寺の前身と考えられ、当寺は六郷山中山十か寺の一つであった。⁽⁶⁾豊後国国東郡六郷(国東・武蔵・安岐・田染・来縄・伊美)を中心とする山嶽寺院は、古くから天台宗に属し六郷山と総称されていた。『六郷山年代記』⁽⁷⁾によると、六郷山は永久元年(一一三三)

に天台無動寺の末寺となり、保安元年（一一二〇）六月に延曆寺に寄進されたという。無動寺は天台修験の始祖とされる相応が貞観七年（八六五）に興した叡山無動寺谷の中枢寺院であり、当寺十四代座主義海は宇佐氏の出身であることから、宇佐と天台修験との関係の古さが窺われるのである。横城山、夷、長小野は六郷山の内であり、幸秀は修験者のな僧侶であった。第四に、久保文書によると、智仁の妻は宇佐宮縫殿職で、造宇佐宮課役注文案には御服所の造宮は安岐・武蔵両郷役とあり、安岐郷とは特別な関係にあったことが分かる。

第五に、智仁の妻は益永氏の出で、『益永系図』によると益永為輔は安岐郷を知行し、安岐八郎と号したとある。益永氏は安岐郷と密接不可分な関係にあったことになる。

第六に、幸秀は宇佐宮の万燈会御燈油料所である高国府勝津留を知行していたことが知られる。

以上のことから、智仁と幸秀の共通点として、①比叡山と関係が深かったこと、②神前に仕える修験者のな僧侶であったこと、③地頭御家人であったこと、④安岐郷とは特別な関係があったこと、⑤宇佐宮領を知行していたこと、が挙げられる。彼らは共通の宗教的・経済的基盤の上に立脚する地頭御家人で、両者が親交を図るのは自然の成り行きであり、智仁は娘と備後僧都幸秀との婚姻関係の成立に尽力することはむしろ必然的であった。

次に、不可解な点として注目されるのは、大友能直が幸秀から強制的に地頭職を譲与させていたことである。貞応二年（一二二二）、大友能直は豊後国安岐郷内諸田名を譲与するよう命じ、幸秀は不快の意を示しながらも、御命背きがたしとして同意している。さらに、建長六年（一二五四）幸秀と頼秀は、宇佐宮領勝津留は尼深妙（大友能直の妻）の讓状に任せて相違なしと連署している。これは尼深妙が勝津留地頭職を幸秀から志賀頼郷に譲与させたことに對し、異議なき旨を誓約していたことになる。幸秀と頼秀との関係は不詳であるが、親子関係であったと考えるのが妥当であろう。頼秀については『六郷山年代記』の建長六年（一二五四）の項に、「屋山御宝殿焼了、同十月後山講堂供養了、千灯山講堂供養了、同十一月小岩屋堂供養了、別当阿闍梨頼秀、執行円位代」とある。別当阿闍梨頼秀は幸秀と同様に六郷山に關係する人物であり、この頼秀こそ幸秀

とともに連署した人物にふさわしいといえよう。

そこで、承久の乱後に、地頭職を譲与した原因として注目されるのは、由原宮（賀来社）大宮司平頼妙（法名妙念）の文章が豊後国一宮由原宮に籠もり鎌倉幕府を呪詛し、妙念は後鳥羽上皇の院司按察使光親卿に奉仕して京方についたと、賀来庄地頭賀来小次郎惟綱から訴えられ、幕府も平章妙・妙念が承久の乱の時に、後鳥羽上皇方として幕府を呪詛していた可能性を認めているが、既に時効であるとして穩便に処理していたことである。承久の乱の当時から由原社大宮司平妙念が京方であった噂は流れており、豊後守護職大友能直は同調者の追求を秘密裏に行っていたはずである。神前に仕える僧侶幸秀もその例外ではありえなかった。

さらに、宇佐宮の動向にも着目すべきであろう。『今永系図』には智仁の弟大神宮保の子息宮明について、「後鳥羽院御時、参法性殿給大宮司官符擬下向之処ニ、公家武家御乱之間、依為院方隱籠東山、不遂其節」と記載している。後鳥羽院は大神宮明に対して、大神氏の悲願である宇佐大宮司職就任を餌にして京方に誘い、宮明はそれを最大の好機と考え京方に呼応していたのである。

由原宮大宮司平氏と妻方縁戚の宇佐宮大宮司家大神氏嫡流が、京方に与同していたとなれば、幸秀が何ら関与していなくても、当然大友氏からは疑惑の目で見られたはずである。豊後国中に勢力拡大を図る大友氏は、幸秀に地頭職などの譲与を迫る格好の攻撃材料を得たことになる。幸秀としては、幕府に露頭することを避け穩便な解決を模索するために、大友能直との密約に奔走し妥協せざるを得なかった。後の尼深妙の追想によれば、幸秀が大友能直に対して、何らかの理由で志賀能郷を子とし高国府地頭職を譲ったと述べており、間接的表現ながらも密約の成立を匂わせている。以後、幸秀は大友氏と親密な関係を維持し、正応二年（一二八九）に幸秀が由原宮大宮司に補任される大きな要因になったと推察される。

- (1) 弘安八年九月晦日豊後国田帳（内閣文庫所蔵『鎌倉遺文』第二〇巻）
- (2) 柞原八幡宮文書三四・三六・三七・三八号『大分県史料』第九巻）
- (3) 柞原八幡宮文書三九・四〇号『大分県史料』第九巻）
- (4) 文暦元年卯月十日大官司法橋上人位置文写（柞原八幡宮文書三六号『大分県史料』第九巻）
- (5) 渡辺澄夫「大友氏の下向土着と在地領主との対応関係」（『増訂豊後大友氏の研究』、第一法規出版）
- (6) 六郷山本紀廿八本末記・天台宗豊後国六郷山寺院名簿（『両子寺縁起』、両子寺発行、昭和六〇年）
- (7) 六郷山年代記（『豊後国都甲荘1』、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館、昭和六三年）
- (8) 渡辺澄夫「荘園と六郷山寺院との関係」（『豊後国荘園公領史料集成二 豊後国来繩郷・小野荘・草地荘・都甲荘・真玉荘・白野荘・香々地荘史料』）
- (9) 造宇佐宮課役注文案（到津文書『大分県史料』第三〇巻）
- (10) 註（5）に同じ
- (11) 承応二年七月二五日備後法眼幸秀去文（志賀文書『鎌倉遺文』第五巻三二四〇号）
- (12) 建長六年六月五日幸秀・頼秀連署契約状（志賀文書『鎌倉遺文』第一巻七七六八号）
- (13) 関東下知状案（柞原八幡宮文書四二号『大分県史料』第九巻）
- (14) 康元元年一二月一九日尼深妙置文（志賀文書『鎌倉遺文』第一二巻八〇六四号）

おわりに

鎌倉初期から宇佐宮神官家の宇佐・大神両家では、鎌倉幕府との密接な関係を構築しようとする御家人神官・社僧が輩出していた。智仁は大神氏嫡流でありながら家職を継承せず、彦山・熊野山・延暦寺・御許山といった霊山の役職と宇佐宮御前檢校に就任、さらに関東地頭職をも兼帯する御家人で、この時代にふさわしい特異な人物であった。備後僧都幸秀も智仁と同じような経歴の持ち主で、比叡山・六郷山の修験者のな僧侶であり、また由原宮の僧侶で大宮司に就任し、宇佐宮領とも関係をもちながら、関東地頭職を兼帯する御家人であった。智仁と幸秀は同じような境遇に育ち、お互いに親交を深めていたのである。

智仁は宇佐宮神官益永氏・大蔵姓久保氏・備後僧都幸秀といった地頭御家人との姻戚関係を精力的に推進していた。鎌倉初期から宇佐宮内部では、御家人の神官社僧と非御家人の神官社僧に二分され、両者間の熾烈な抗争が展開されていた。智仁と宇佐大宮司宇佐公仲は下毛郡黒水・吉武両名地頭職をめぐって相論に及び、幕府は智仁に地頭職を領知せしめている。しかし、智仁没後、再び本格的な裁判闘争へと突入することになる。

紙数制限により言及できなかつた点、また大神氏と西遷御家人との関係などについても論及できなかつたが、それらは後日に期したい。

最後に、長い間渡辺先生から被ってきた御学恩に奉謝し、このささやかな拙論を以て謹んで先生のご霊前に捧げたい。